

**障害福祉サービス等事業所説明会資料
(通所・入所施設編)**

平成28年10月20日(木)

**大分市福祉保健部
障害福祉課**

目次

1	施設系サービスの支給決定と留意事項について	1
2	個別支援計画について	13
3	特別支援学校等卒業生の日中活動サービスの利用について	17
4	グループホームの利用について	22
5	日中活動の利用方法について	24
6	65歳以上の就労継続支援A型の利用について	27

1. 施設系サービスの支給決定と留意事項について

(1) 日中活動系サービス及び居住系サービスについて

■生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

■療養介護

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■自立訓練(機能訓練)

身体障がい者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

■施設入所支援

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■共同生活援助

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

■宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(2) 精神障がい者のサービスの申請について

障害福祉サービスの申請にあたっては、原則として手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）による支給決定のための確認が必要ですが、精神障がいのある方で訓練系のサービスを希望する場合に限り、自立支援医療証（精神通院のみ）または医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードが記載されており、精神障がい者であることが確認できる内容であること）による確認に代えて申請することができます。

※診断書によるサービス申請をする場合の注意点

- ・ 診断書は任意の様式で可能です。医師の「署名」又は「記名及び押印」のあるものに限り、（ただし、提出日の前6か月以内に発行されたもの。）
- ・ 新規申請時に診断書によるサービス申請をした場合、他のサービスに係る追加申請や決定を受けたサービスの更新時等にも、診断書の提出が必要です。
- ・ 診断書によるサービスの申請をした人が、後に精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療証（精神通院）を取得した場合には、そのコピーの提出をお願いします。（更新時等に診断書の提出が不要となります。）

(3) 暫定支給決定について

暫定支給決定は、当該サービスが障がい者本人に適しているかどうかをあらかじめ評価（アセスメント）することを目的とした短期間（暫定支給決定期間）の支給決定（暫定支給決定）を指します。

①訓練等給付に係る暫定支給決定の基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障がい者本人の意向を尊重し、能力・適性等に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

- ・継続利用についての利用者の最終的な意向の確認
 - ・利用が適切かどうかの客観的な判断
- を行うための期間を設定した支給決定をします。

②暫定支給決定の対象となるサービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型（雇用契約を締結しない場合を含む。）

③暫定支給決定期間

支給決定日より2か月間とします。

④暫定支給決定から本支給決定までの流れ

暫定支給決定から本支給決定までの流れは次頁のとおりです。

※暫定支給決定を行わない場合の手続き

暫定支給決定の対象となるサービスに申請をした障がい者について、事前（支給決定前）に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントがすでに行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとされています。

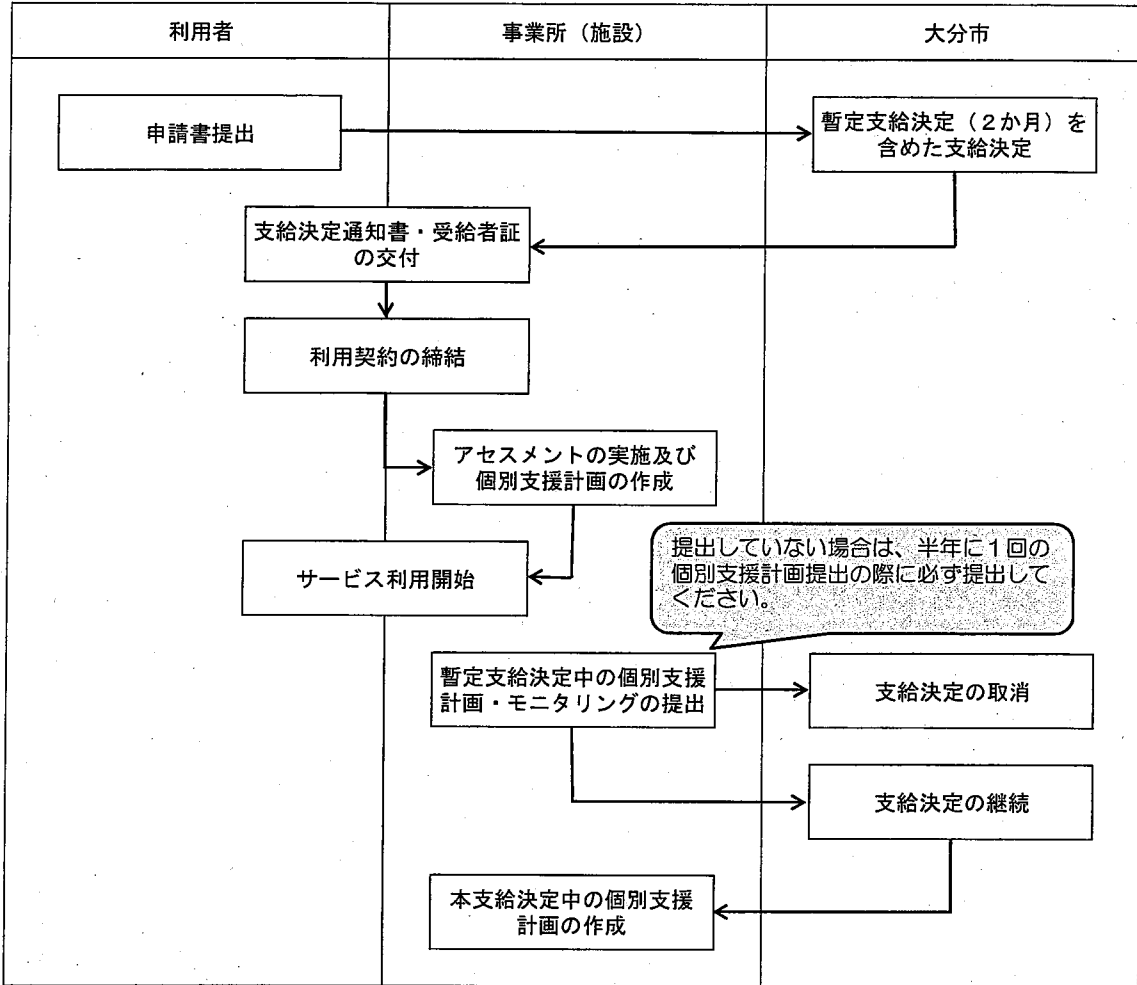
具体的には

○アセスメントシート（個人の評価書）

○個別支援計画

を支給決定前までに提出する必要があります。

暫定支給決定から本支給決定までの流れ



(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	就労移行支援
支給量等	就労移行支援基本 原則日数
支給決定期間	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	就労移行支援の支給決定期間のうち平成28年10月1日から平成28年11月30日までは暫定支給決定期間とする。

暫定支給決定がある場合は、受給者証四面のこの欄に表示されます。

(4) 標準利用期間について

自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスには、サービスの長期化を回避するために標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしています。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で支給決定期間の更新が可能です。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合は、市の障害支援区分判定審査会へ諮問し、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となります（原則1回）。

①対象となるサービス

- | | |
|-----------------------|------------|
| ア. 自立訓練（機能訓練） | 1年6か月間（※1） |
| イ. 自立訓練（生活訓練、宿泊型自立訓練） | 2年間（※2） |
| ウ. 就労移行支援 | 2年間 |

※1 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間

※2 長期入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にとっては3年間



標準利用期間が設定されているサービスについて、再度同一のサービスの利用を希望する場合は、その必要性について十分検討を行い、サービス等利用計画（案）に再申請に至った経過と、必要性について検討した結果を明記してください。具体的な理由がなく、就労継続支援B型と就労移行支援を交互に利用したり、自立訓練（生活訓練）と就労継続支援B型を繰り返し利用したりするような場合、「安易な利用」と判断され、支給決定が認められない場合もありますのでご注意ください。

参考資料

標準利用期間満期に伴う更新の取扱いについて
（平成21年2月19日付障福第2681号）（抜粋）

(1) 更新の対象者

厚生労働省が事務処理要領で定める者（※1）について、当該施設の判断により該当者として市に対して要請があった者とする。

(2) 更新対象予定者の決定

(1)で施設より要請があった利用者については、市において、当該施設より併せて提出のあった書類等（※2）から、対象者としての要件を満たしているか判断し、対象者を決定する。

(3) 更新の対象者の判断基準

更新対象者としての判断基準は、下記の4つの状況から判断する。

- ア 訓練参加の状況
- イ 訓練意欲の有無
- ウ 訓練の進行状況
- エ 社会資源の状況（機能訓練のみ）

（４）更新の最終判断

市は、（２）で更新予定対象者として決定した者について、審査会に諮問し、必要性が認められた者について更新する。

なお、審査会において更新が却下された場合、標準利用期間の満期に伴い退所することが基本であるが、審査会の開催日から標準利用期間の満期まで期間がなく、退所先が確保できない等、利用者に対し事業所の責務を果たせない場合、3ヶ月を上限に猶予期間として更新することも可能とする。

（※１）厚生労働省が事務処理要領で定める者

「1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合」に該当する者であって、具体的には下記の考え方とする。

I 自立（機能）訓練

- ア 訓練や将来の生活設計に対して明確な目的を持ち、日々の訓練に取り組んでいること。
- イ 明確な訓練課題等があり、また、その訓練を行うことで利用者のより安定的な生活の確保につながること。
- ウ 身体的リハビリテーションの継続の必要性や身体機能の維持及び回復等の見込みがあること。
- エ 利用者の状況の変化及び満足度等の観点から施設内での会議において全体評価を行いサービス管理責任者等が継続の必要性を認めたとき。

II 自立（生活）訓練

「ア」及び「エ」に加え、

- ア 訓練開始当初に定めた明確な目標及び課題等について、やむを得ない事情等により未達成となったが、更新を行うことで達成が可能であること。

III 就労移行支援

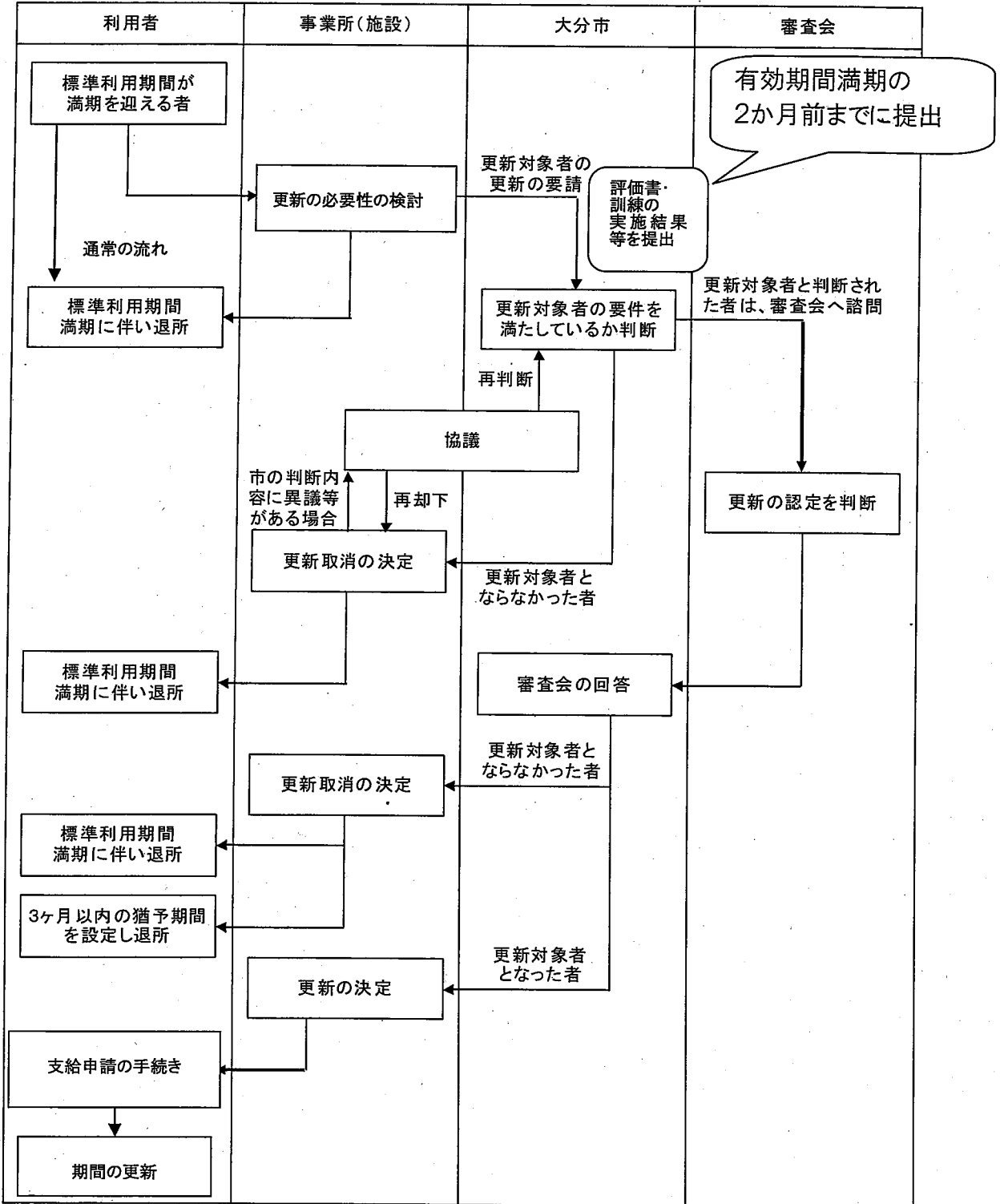
「ア」及び「エ」に加え、

- ア 就労が予定されていること。
- イ 訓練開始当初に定めた明確な目標及び課題等について、やむを得ない事情等により未達成となったが、更新を行うことで達成が可能であること。または、経済情勢の著しい変動が生じた等外的な理由により、計画の変更等の必要が生じたこと。

（※２）更新対象者として市に要請があった該当者の書類

施設において厚生労働省が事務処理要領で定める者の根拠となる書類で、入所時の訓練計画、訓練の経過、訓練の進行状況、今後も訓練に参加する意欲等更新対象者の判断基準となる内容が分かるもの。

②更新決定までの流れ



※標準利用期間の更新を希望する場合には、サービスの有効期間満期の2か月前までに、更新評価書を提出してください(様式集13~23ページ参照)。なお、2か月前を過ぎると、審査会等の都合により更新手続きが間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。

(5) 原則日数を超過する場合の届出

① 対象となるサービス

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)の支給量は「原則の日数」(各月の日数から8日を控除した日数)を上限とします。

なお、複数の日中活動系サービスを組み合わせて利用する場合は、当該複数の日中活動系サービスの支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があります。

② 利用日数の原則と例外

ア. 原則

一人の障がい者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とします。

イ. 例外

日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事(大分市内の事業者は大分市長)に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができます。

③ 届出に係る手続きについて

ア. 必要性の見込み

日中活動サービス等の事業者等は、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、都道府県知事(大分市内の事業者は大分市長)に届出を行う必要があります。

イ. 届出の内容

○届出対象となるサービス

「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等

○届出が必要な事項

- ・ 対象期間
- ・ 特例の適用を受ける必要性

○届出方法

届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。

また、対象期間を変更する必要がある場合には、変更届を提出してください。

※届出様式については、障害福祉課ホームページを参照してください。

「大分市ホームページ」→「仕事・事業者」→「障害福祉関係事業者」→「障がい福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします」のNo.132に「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)申請書、利用日数管理票」があります。(H28年10月現在)

ウ. 利用者の利用日数の調整・管理

日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理してください。

(6) 居住地特例について

①居住地特例の考え方

障害福祉サービスの支給決定は、施設等所在地の市町村の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村が「居住地特例」により支給決定等を行っています。

このため、対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引続き実施主体となります。

②居住地特例の対象となる施設等の範囲

ア. 障害者支援施設

イ. のぞみの園

ウ. 児童福祉施設（*法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）

エ. 療養介護を行う病院（*法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）

オ. 生活保護法第30条第1項ただし書きの施設

カ. 共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）

*法＝障害者総合支援法

※従前から運用上居住地特例を行っている以下の施設等についても、運用上引き続き同様の扱いとします。

福祉ホーム 宿泊型自立訓練 精神障害者退院支援施設

また、精神科病院その他以下に掲げる矯正施設等（以下「精神科病院等」という。）に入院、入所等している者又は退院、退所等して居住地特例対象施設に入所、入居等する者についても、運用上、精神科病院等に入院・入所等する前に居住地を有した市町村を実施主体とします。なお刑事施設又は少年院（以下「矯正施設」という。）収容前に居住地を有していないか又は明らかでない者については、矯正施設収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村を実施主体とします。

精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。） 自立更生促進センター
刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所） 就業支援センター
少年院 自立準備ホーム
更生保護施設



なお、18歳になる以前から措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（ア～カまでの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日（障がい児であったとき）に当該障がい児の保護者が居住地を有した市町村とします（障がい者として児童福祉施設に入所し、引き続き特定施設に入所する者の実施主体は、施設に入所する前日に、当該障がい者が居住地を有した市町村とします）。

（7）復職支援について

就労継続支援事業は、障害者総合支援法第5条第14項（※下記参照）において、「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者」に、就労の機会の提供と生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練等便宜を供与することとなっています。休職者の復職支援については、職業センター及び医療機関が設置するデイケア等において既に行われており、当該障害福祉サービスの趣旨とは沿わないものと考えられます。

しかし、利用者各々の状況によっては、当該障害福祉サービス事業所が提供する事業内容が復職支援に役立つケースもあることから、復職支援のために当該障害福祉サービスを活用することについて、以下のような点から支給決定の可否を判断します。

（※）障害者総合支援法第5条第14項

この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

①対象者の要件

対象者としての要件は、下記の全てに該当する者とします。

- ア. 障害福祉サービスの利用要件を満たしていること。
- イ. 現に会社等から雇用されており、医師の判断等により休職中となっている者で、復職のプログラムに基づき復職支援を受ける者。
- ウ. 事業所が面接等により、当該事業所の事業内容が復職支援として適していると認めた者。

②対象者の判断

対象者もしくは対象者を受け入れる事業所は、障害福祉サービスの利用申請書に下記の必要書類を添えて提出してください。市において、対象者としての要件を満たしているか判断します。

※必要書類

- ア. 復職支援評価書（様式集24～25ページ参照）

- イ. 個別支援計画
- ウ. 復職までのプログラム(スケジュール)

③就労移行支援事業について

就労移行支援事業については、就職を目的としたものであることから、本件に適しないものと判断し、支給決定を行いません。

(8) 日中活動サービスと一般就労の併用について

障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労（正規・非正規問わず）へ移行した場合、基本的には、その後は日中活動サービスを利用しないことを想定しています。ただし、一般就労と日中活動サービスを併用する必要性があると判断される場合のみ、併用することを認めています。日中活動サービスと一般就労の併用について次のとおりとしていますので、ご注意ください。

○一般就労との併用が認められるサービス

サービス名	就労移行支援
考え方の根拠	<p>就労移行支援は「就労を希望する65歳未満の障がい者であって通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの」が対象であり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、また就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うこととされている。</p> <p>このため、一般就労を定着させるための訓練として必要があれば継続してサービスを受けることは可能と考えられる。</p> <p>*就労にはアルバイトを含む（正規雇用、非正規雇用を問わない）</p>
併用のための手続きについて	<p>就労移行支援と一般就労を併用することとなった場合は、就労定着のための継続支援が必要か否かを判断するため、サービスの継続利用に係る理由書（施設長の理由書または医師の診断書等）の提出が必要。</p>
一般就労との併用に係る注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労とサービスの併用をする場合は、必ず事前に事業所から市へ報告の上、必要な手続きをとること。 ・就労先の企業が、他の障害福祉サービス事業所に通うことを認めていること。

○一般就労との併用が認められないサービス

サービス名	就労継続支援A型、就労継続支援B型
考え方の根拠	就労継続支援A型、B型ともにその対象者は「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者」であり、その例として就労継続支援A型では「現に雇用関係がない者」、就労継続支援B型では「事業所に雇用されることが困難になった者」が挙げられている。このため、両サービスともその趣旨から一般就労との併用はなじまないものと考えられる。
一般就労との併用に係る注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型利用者で一般就労しようとする場合は、サービスを終了し一般就労に切り替えること。 ・就労継続支援B型利用者で一般就労との併用が必要な者については、就労移行支援に移行し、一般就労の定着に向けた訓練を行ってください。

(9) 障害者支援施設で施設入所支援を受ける者の居宅介護等の利用について

障害者支援施設の入所者で一時帰宅中に係る本体報酬又は外泊時の報酬が算定される期間において、一時帰宅中の入所者に対し、当該施設の負担で指定居宅介護事業者等と委託契約を締結して、居宅介護等提供することは差し支えありません。

2. 個別支援計画について

(1) 趣旨

○大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日条例第40号）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(2) 作成にあたっての留意事項

○大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日条例第40号）

（療養介護計画【※1】の作成等）

第61条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回【※2】以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

【※1】生活介護・共同生活援助・自立(機能・生活)訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型は準用。

【※2】就労移行支援・自立(機能・生活)訓練は3月に1回以上。

(3) 作成の流れ

①利用者のフェイスシートの作成

利用者個人の基本情報、家族構成、主な生活歴、他の施設利用状況、施設利用に至った経緯、障害の状況・程度、健康状態など、利用者の基礎的な情報をできるだけ簡潔に整理する。

②アセスメント

アセスメントに当たっては、利用者等に面接して行い、利用者の能力や置かれている環境、日常生活全般の状況などを評価し、利用者の希望する生活や課題などを把握する。

③個別支援計画(原案)の作成

フェイスシートやアセスメントの結果を考慮し、適切な支援内容を検討する。

個別支援計画には、利用者・家族の生活に対する意向や総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、提供するサービスの目標と達成時期、サービスを提供する上での留意事項などを盛り込む。

また、必要に応じて、他の福祉サービス等との連携を含める。

④個別支援計画（原案）の検討会議

サービス提供の担当者等で、原案の検討会議を開催する。

⑤利用者・家族への説明と文書による同意

⑥利用者への個別支援計画の交付

(4) 見直し

個別支援計画は、作成後もその実施状況の把握を行う必要があることから、6月に1回【※3】以上の見直しを行う必要があります。

①モニタリング

個別支援計画の実施状況を把握するため、利用者等に面接を行い、モニタリングを行う。

②アセスメント

モニタリングの結果を参考に、アセスメントを行う。

なお、アセスメントに当たっては、利用者等に面接して行い、利用者の希望や目標等を把握する。

③②以降は、「(3)作成の流れ」の③個別支援計画（原案）の作成～⑥利用者への個別支援計画の交付に同じ。

【※3】就労移行支援・自立（機能・生活）訓練は3月に1回以上。

見直した場合も、
⑤、⑥の説明・同意・交付を行ってください。

(5) 個別支援計画未作成等による減算

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の1の(10)において、個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合には、介護給付費等が減算になりますので、管理者（施設長）はサービス管理責任者を適切に指導するとともに、サービス管理者は責任を持って個別支援計画を作成する必要があります。

①個別支援計画未作成等減算になるのは、次の場合です。

ア. サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。

イ. 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

ウ. 個別支援計画の見直しが適切に行われていない。

②算定される単位数

所定単位数の100分の95

③個別支援計画未作成減算の具体的取扱い

本市では、年2回の個別支援計画書の提出を求めていますので、随時提出してください。

事業所毎に個別支援計画の提出状況を確認した後、毎回未作成で提出をせず、改善が見られない等、特に悪質と認められる場合は、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、減算を行います。

(6) 個別支援計画書の記載事項

個別支援計画は、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供する上で、基本となる重要なものです。

このため、個別支援計画書を作成する場合、様式は事業所毎に任意の様式としていますが、具体的に以下の内容を記載してください。(様式集26～28ページ参照)

- ①支援にあたっての利用者及び家族の考え、意向
- ②アセスメントシートの分析を通して分かる支援課題
- ③支援目標・期間、支援内容・方法
- ④時期ごとの支援効果、計画の目標達成度等の分析・評価
- ⑤施設職員の意見等

3. 特別支援学校等卒業生の日中活動サービスの利用について

(1) サービス利用開始時期と利用手順について

日中活動サービスの利用開始時期は、卒業式の翌日以降となります。ただし、卒業式の翌日時点で18歳未満の障がい児については、原則18歳の誕生日以降の支給決定とします。また、18歳未満の障がい児が18歳の誕生日よりも前に、サービスの支給決定を希望する場合は、児童相談所または精神保健福祉センターの意見等に基づき手続きを行います。

(2) 卒業後の就労継続支援B型利用について

支援学校高等部または高等学校卒業後の進路として、就労継続支援B型利用を希望する場合、就労移行支援事業所で就労継続支援B型利用のための職業能力等の評価(アセスメント)を受ける必要があります。

従前より、国の支給決定方針として、就労継続支援B型事業所を利用する場合は「就労移行支援事業所を利用した結果、就労継続支援B型利用が適当と判断された者」が対象とされていましたが、平成25年3月までは経過措置として、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用することができていました。

この経過措置の終了に伴い、卒業後の進路として就労継続支援B型利用を希望する場合は、以下の方法により支給決定します。

→ 選択肢① 卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用する

※「就労移行支援」は、支給決定後2か月間は「暫定支給決定」期間であり、この期間内に、一般就労を目指して就労移行支援事業をこのまま利用するか、他のサービスに移行するかのアセスメントを行います。卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用し、その後、アセスメント結果をもって就労継続支援B型にサービス変更をします。

→ 選択肢② 在学中に「就労移行支援事業所」を利用する

※学校在学中に「就労移行支援事業所」でアセスメントを受けた結果、就労継続支援B型の利用が最適であることの評価が出た場合には、就労継続支援B型利用のための支給決定をします。

(3) 就労継続支援B型利用のための評価（アセスメント）の実施について

アセスメントの実施場所	就労移行支援事業所
アセスメントのためのサービス決定について	<p>アセスメント期間中は「就労移行支援」を支給決定します。なお、「就労移行支援」は18歳以上の「障がい者」を対象とするサービスになりますので、18歳未満の障がい児が利用申請する場合は、児童相談所等の意見書が必要となります。</p> <p>*「アセスメントのための就労移行支援サービス利用」は、アセスメントのための一時的なものであるため、他のサービス利用には影響を与えません。18歳未満の障がい児が「障がい者」として「就労移行支援」の決定を受けた場合も、既に利用中の「障がい児」を対象としたサービスは継続して同条件で利用可能です。</p>
アセスメントの実施期間	就労移行支援事業所でのアセスメントは、10日～1か月を基本とし、必要期間を就労移行支援事業所と指定特定・障害児相談支援事業所の協議により設定します。
アセスメントの実施時期	<p>支援学校高等部・高等学校卒業前（最終学年）の4月～1月までの間、随時実施します。</p> <p>*アセスメントは1月末までに終了する見込みのあるものについて支給決定します。</p>
指定特定・障害児相談支援事業所の役割	アセスメント希望者からの相談を受けて就労移行支援事業所と調整を行い、アセスメント実施のためのサービス等利用計画を作成します。また、アセスメント終了後、就労移行支援事業所はアセスメント結果の交付をし、これを基に、アセスメント希望者に卒業後の最適なサービスを提案します。
アセスメントの結果シートの様式について	<p>様式は任意としていますが、アセスメント対象者の氏名とアセスメント実施期間・場所・実施内容の他、以下の観察必須項目9項目と所感を必ず記載してください。（様式集29～30ページ参照）</p> <p>【観察必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力 ・作業中の持続力 ・作業時間と休憩時間の区別 ・作業の集中力の維持 ・作業の正確性 ・作業の自己統制力 ・遅刻・欠勤・無断欠勤等の有無 ・作業や日常生活の安定性 ・欠勤・遅刻時の連絡体制の確立

(4) アセスメントの利用手順について

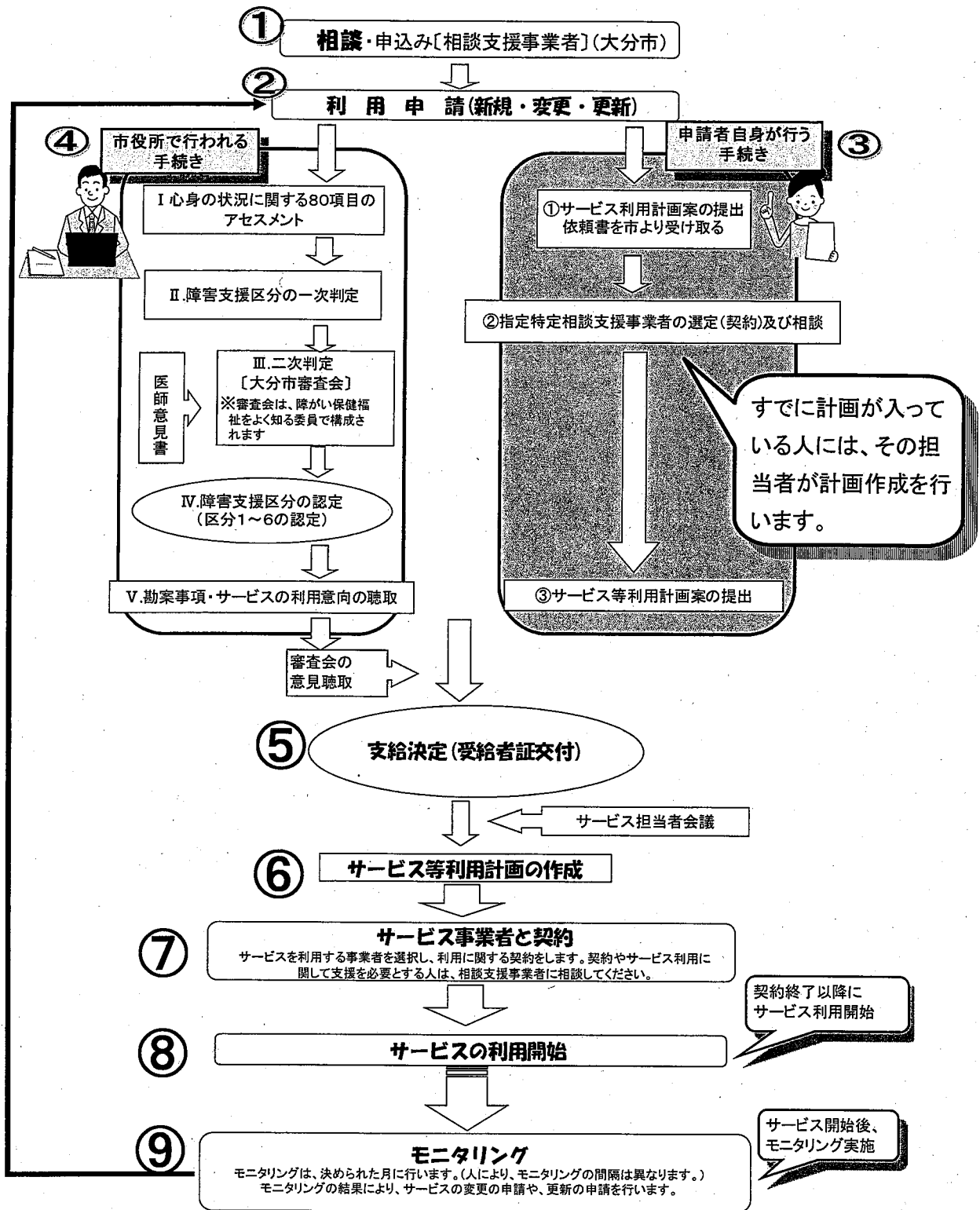
利用する障害福祉サービスの種類	利用手続きの方法
<p>・就労移行支援 (就労面の評価のための利用)</p> <p>* <u>学校在学中に就労移行支援事業所で職業能力等の評価(アセスメント)を受けた結果、就労継続支援B型利用が最適であるとの評価が出た場合には、卒業後の日中活動として就労継続支援B型を支給決定します。</u></p>	<p>利用手順</p> <p>* サービス利用開始までの所要期間…約2か月～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大分市に職業能力等の評価(アセスメント)を受けるための申請をする。 2 大分市が就労移行支援事業所利用のためのサービス等利用計画案作成依頼書を申請者に交付する。 3 申請者は相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼する。 4 相談支援事業所は就労移行支援事業所と連携を取って利用者の職業能力等を評価するための就労面のアセスメントが可能かどうか調整し、アセスメントのためのサービス等利用計画案を大分市に提出する。 5 サービス等利用計画案に基づき、大分市がアセスメントのための就労移行支援の利用を決定する。 6 利用者・相談支援事業所・就労移行支援事業所などで担当者会議を実施し、相談支援事業所が申請者にサービス等利用計画を交付する。 7 就労移行支援事業所による就労面のアセスメントを実施する。(申請者は就労面のアセスメントを受ける) 8 就労移行支援事業所はアセスメントの結果を結果シートに取りまとめ、申請者に説明するとともに、結果シートを大分市と相談支援事業所に提出する。 9 相談支援事業所は就労面のアセスメントや通常の調査(障害の状況や家庭状況、利用者の意向等)を勘案した上で、最適なサービス種別を申請者に提案する。 10 ⑨の結果を基に、就労継続支援B型の利用申請をする。

アセスメントの実施

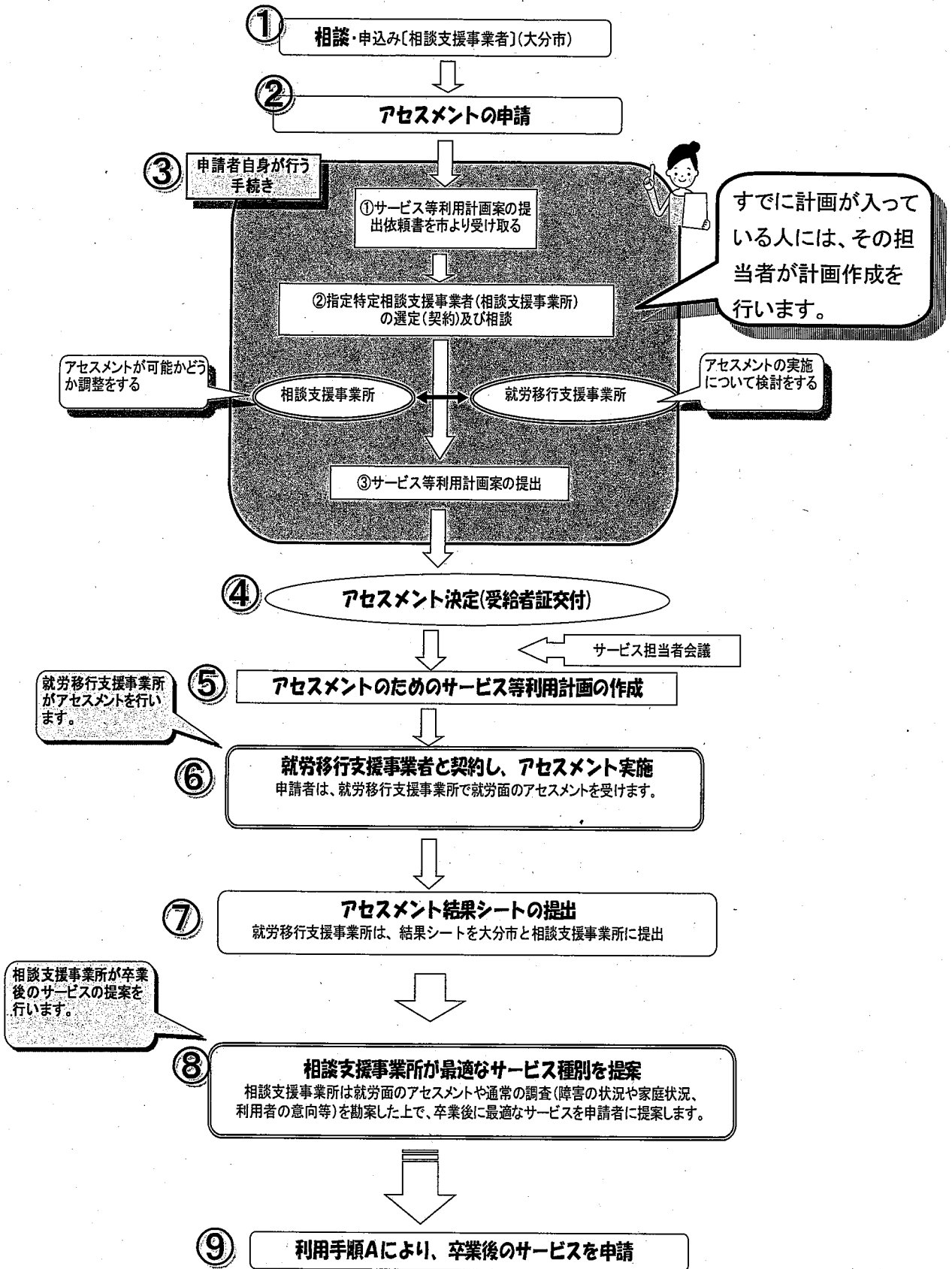
アセスメントの結果を基に最適なサービスを検討

(補足資料) 卒業後のサービスの利用手順

利用手順 A (卒業後の利用サービス全般の利用手順)



利用手順 B (就労継続支援B型利用のためのアセスメントの利用手順)



4. グループホームの利用について

(1) グループホームの体験利用について

グループホームへの入居を具体的に検討している場合、正式な支給決定の前に、実際にそこでの生活ができるかどうかを確認するため、一定期間（目安として原則8日間～最大30日間まで）の体験利用を支給決定することができます。

①対象者

- ア. 指定障害者支援施設等の入所施設に入所している者
 - イ. 精神科病院等に入院している者
 - ウ. 家族等と居宅で同居している者
- ※ア～ウまでの者で、グループホームへの入居を希望している者。

②利用期間

1年に50日以内に限り利用できます。（連続した利用は支給決定日より起算して30日以内です。）

③支給決定

体験的な入居を行う以前に、障害支援区分の認定に係る調査をしてください。なお、体験的な入居後、正式に入居する場合は再度申請して支給決定を受ける必要があります。

④受給者証について

(四)	
訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	共同生活援助
支給量等	共同生活援助基本 各月日数
支給決定期間	平成28年12月19日から平成29年1月10日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	
グループホーム体験 H28.12.19～H29.1.10	

体験利用の支給決定がある場合は、受給者証第四面のこの欄に表示されます。

⑤利用中の個別支援計画

個別支援計画には次の事項を必ず位置づけてください。

- 正式な入居に移行するための課題
- 目標
- 体験期間
- 利用にあたっての留意事項

⑥利用中の請求事務

体験利用の場合には、

介護サービス包括型共同生活援助サービス費 (Ⅳ) (体験利用)
外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) (体験利用)

を算定してください。

⑦利用の流れ

通常の障害福祉サービスと同様です。(共通編2ページ参照)。

⑧サービス等利用計画

体験利用の支給決定時にサービス等利用計画が必要です。

⑨その他

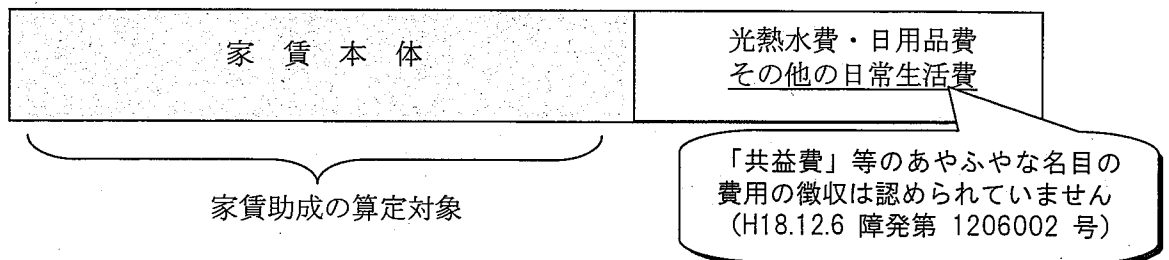
体験利用後、正式に入居できなかつた場合は、今後のグループホーム入居に向けた課題等を市に報告してください。(様式集33ページ参照)

(2) 家賃助成(特定障害者特別給付費)について

① 家賃額の確認書類について

ア. 費用算定の対象となるのは、家賃額のみです。

その他費用については対象となりませんので、家賃証明書には家賃額のみをご記載ください。



イ. 家賃額によって支給額が算定されますので、家賃額が変更になった場合は、更新月に関わらずその都度、家賃証明書を再度ご提出ください。

(注) 家賃助成は、障がい者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するものとして設定された制度です。家賃額の変動が大きい場合には、その理由をお尋ねしていますのでご了承ください。

5. 日中活動の利用方法について

複数の障害福祉サービス等を併用する場合、その利用の組み合わせについては、下記の通りですのでご注意ください。

参考資料

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年10月31日障発第1031001号) (抜粋)

障害福祉サービス種類相互の算定関係について

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。

また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

上記のことを踏まえ、大分市の取り扱いは次のとおりとします。

(1) 基本的な考え方

①報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスを同一日に複数利用することはできない。

例：午前中に生活介護を利用し、午後から就労継続支援B型を利用する場合など

②報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスと、時間単位で算定される障害福祉サービスの併用は可能。

例：1日就労継続支援B型を利用し、帰宅後に居宅介護を利用する場合など

③報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスと、障害福祉サービス以外のサービスを同一日に複数利用する場合は、障害福祉サービス以外のサービスの内容による。

例1：就労継続支援B型と、訪問看護を利用する場合、訪問看護は時間単位のサービスであるため、就労継続支援B型利用の開始前または終了後であり、利用時間が重複しなければ可能である。

例2：就労継続支援B型と、デイケアを利用する場合、デイケアは1日または半日単位のサービスであるため、時間の重複により利用不可。
(時間の重複のないナイトケアは利用可能)

(2) 日中活動サービスのサービス利用時間について

日中活動サービスに係る利用時間（サービス提供時間）の下限は具体的に設定していません。しかしながら、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価しており、また、個々の利用者について個別支援計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供し評価する必要があることから、終日のサービス利用を基本としています。やむなく半日（昼食を含んで午前中または午後のみ）の利用となる場合はその理由を明確にし、終日の利用に向けた取り組みをサービス等利用計画や個別支援計画に記載してください。

(3) 日中活動サービスの複数利用について

日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であるとされています。しかし、障がい者によっては複数のサービス利用をすることで、より効果的な支

援が期待できることも考えられることから、下記手続きにより複数のサービスを利用することの必要性が確認できる場合に限り、日中活動サービスの複数利用について決定をしています。なお、原則として、下記以外のサービスの組み合わせによる複数のサービス利用は想定していませんので、ご注意ください。

(国事業の場合)

サービスの組み合わせ	支給決定の可否を検討するケース	必要書類
生活介護と 就労継続支援B型	重度障がい者等で、毎日の就労が困難である場合等を想定	①利用予定の各事業所から、複数サービスの支給決定が必要であることの理由書 様式集31ページ参照
自立訓練と 就労継続支援B型	自立訓練と福祉的就労を同時並行して実施することで訓練効果が認められる場合	

(国事業と地域事業)

サービスの組み合わせ	支給決定の可否を検討するケース	必要書類
就労継続支援B型 地域活動支援事業Ⅲ型	サービスの趣旨、目的が類似しているため、必要に応じて併用可能	
生活介護 地域活動支援事業Ⅱ型		
就労継続支援B型 地域活動支援事業Ⅱ型	重度障がい者等で、毎日の就労、生産活動、リハビリテーション又は訓練が困難である場合等を想定	サービス等利用計画(案)にそれぞれのサービスを利用する必要があることの理由を明記
生活介護 地域活動支援事業Ⅲ型		
自立訓練 地域活動支援事業Ⅲ型		

6. 65歳以上の就労継続支援A型の利用について

就労継続支援A型の利用者が、心身の状況等により、65歳を過ぎてもまだ介護保険サービスへの移行が馴染まず、福祉的観点から就労サービスの利用が望ましいと判断されるケースがあります。このような場合における就労継続支援A型を継続利用するための取扱いについては下記のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

継続決定に係る手続きについて

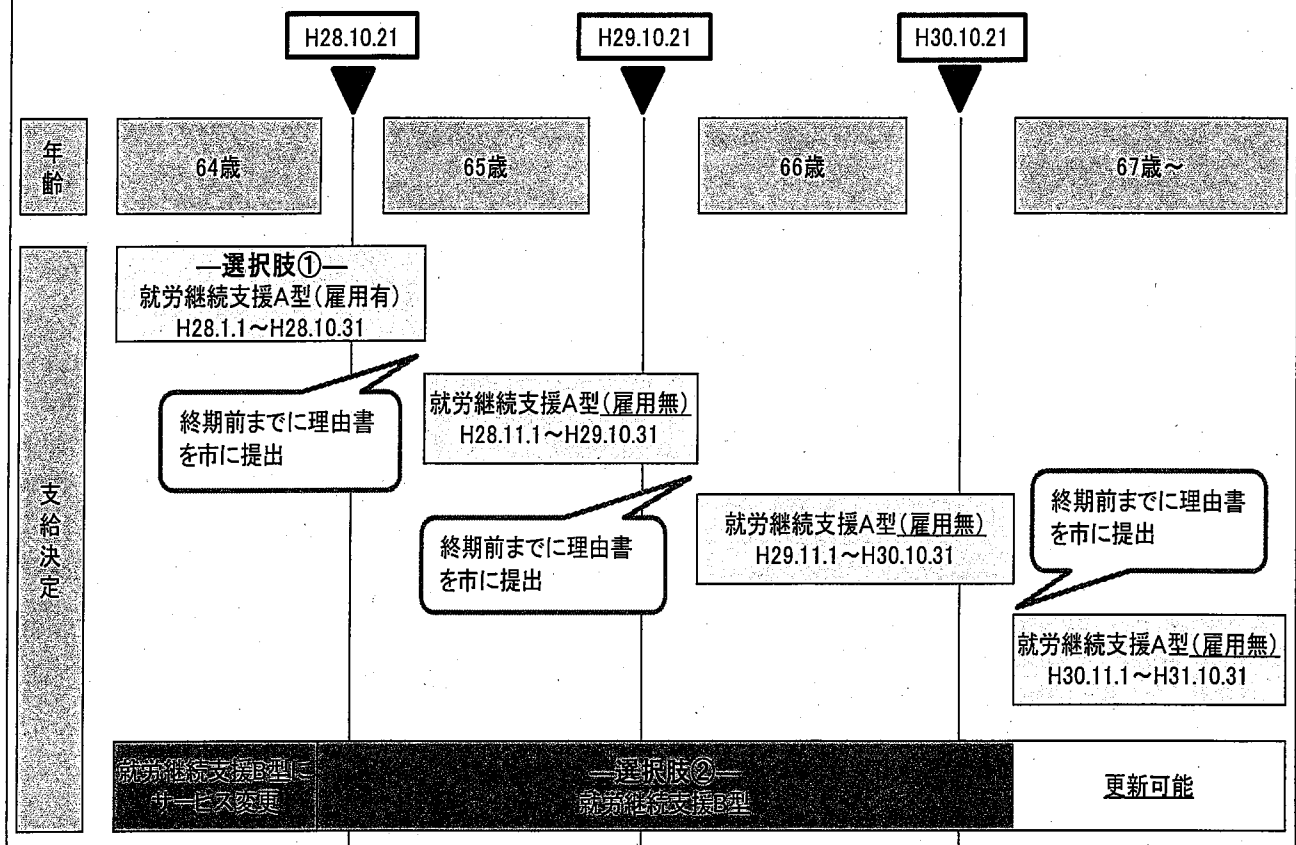
- ① 65歳に到達する前に、本人・A型事業所・相談支援事業所とで就労継続支援A型以外のサービスを含め利用者本人にとって最適なサービスの検討をしてください。
- ② ①で利用者本人に就労継続支援A型の利用継続の必要があると判断した場合、その旨を明記した理由書（様式集32ページ参照）を市に提出してください。
- ③ ②の理由書を確認し、市が利用継続の必要性があると判断した場合は更新手続きを行います。
- ④ 65歳到達後の支給決定については、雇用無（「非雇用型」）とし、支給決定期間を1年間とします。

※更新毎に、必ず就労継続支援A型以外の妥当なサービスを検討の上、上記の手続きを行ってください。また、65歳に到達する前に就労継続支援B型へ変更した場合、現行の就労継続支援B型の継続手続きにより、引き続きサービスの継続利用が可能です。

事業所での取扱い

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数は10人以上にしてください。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることはできません。
- ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分してください。（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業をしていること、勤務表、シフト表は別々に管理すること等）
- ④ 個別支援計画に65歳以上の方に対する支援内容、介護保険等への移行について等を明記してください。
- ⑤ 継続決定の終期前に、就労継続支援A型の継続利用の必要があるかどうか判断し、必要がある場合は、その旨を明記した理由書を作成し市に提出してください。

※例 平成28年10月21日で65歳となる場合……就労サービスが必要な場合、選択肢①か②を選択する。



※注

就労継続支援A型・B型ともに「就労」を目的とした訓練給付です。65歳以上の方の更新にあたっては、ご本人の心身の状況等を勘案し、サービスの趣旨とご本人の状態が合っているか、更新の必要性があるかを十分検討してください。